

障害者自立支援法施行条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

障害者自立支援法施行条例（平成18年3月24日条例第20号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び第2項、第104条並びに第115条第1項及び第2項並びに障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第50条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町が処理する事務)</p> <p>第7条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（法の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市町が処理することとする。</p> <p>(1) 法第54条第3項の精神通院医療に係る医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）の交付に関する事務</p> <p>(2) 法第56条の規定に基づく支給認定の変更の認定の申請及び医療受給者証の提出の受付並びに当該申請に係る申請書及び当該医療受給者証の知事への送付に関する事務並びに当該医療受給者証の交付に関する事務</p> <p>(3) 政令第32条第1項の規定に基づく変更の届出に係る医療受給者証の交付に関する事務</p> <p>(4) 政令第33条第1項の規定に基づく再交付の申請に係る医療受給者証の交付に関する事務</p> <p>(5) 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第48条第3項の規定に基づく医療受給者証の返還の受付及び当該医療受給者証の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び第2項、第104条、第115条第1項及び第2項並びに障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第50条の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第8条・第9条 省略</p>	<p>第7条・第8条 省略</p>

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町	事務	市町
1～17 省略		1～17 省略	
17の2 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務のうち、同法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令で定める精神障害の状態にないと認められた旨の通知に係る通知書の交付に関する事務</u>	各市町	17の2 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令で定める精神障害の状態にないと認められた旨の通知に係る通知書の交付に関する事務</u> (2) <u>政令第4条の2第1項の規定に基づく費用を負担しない旨の通知に係る通知書の交付に関する事務</u> (3) <u>前2号に定めるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</u>	各市町
18～62 省略		18～62 省略	